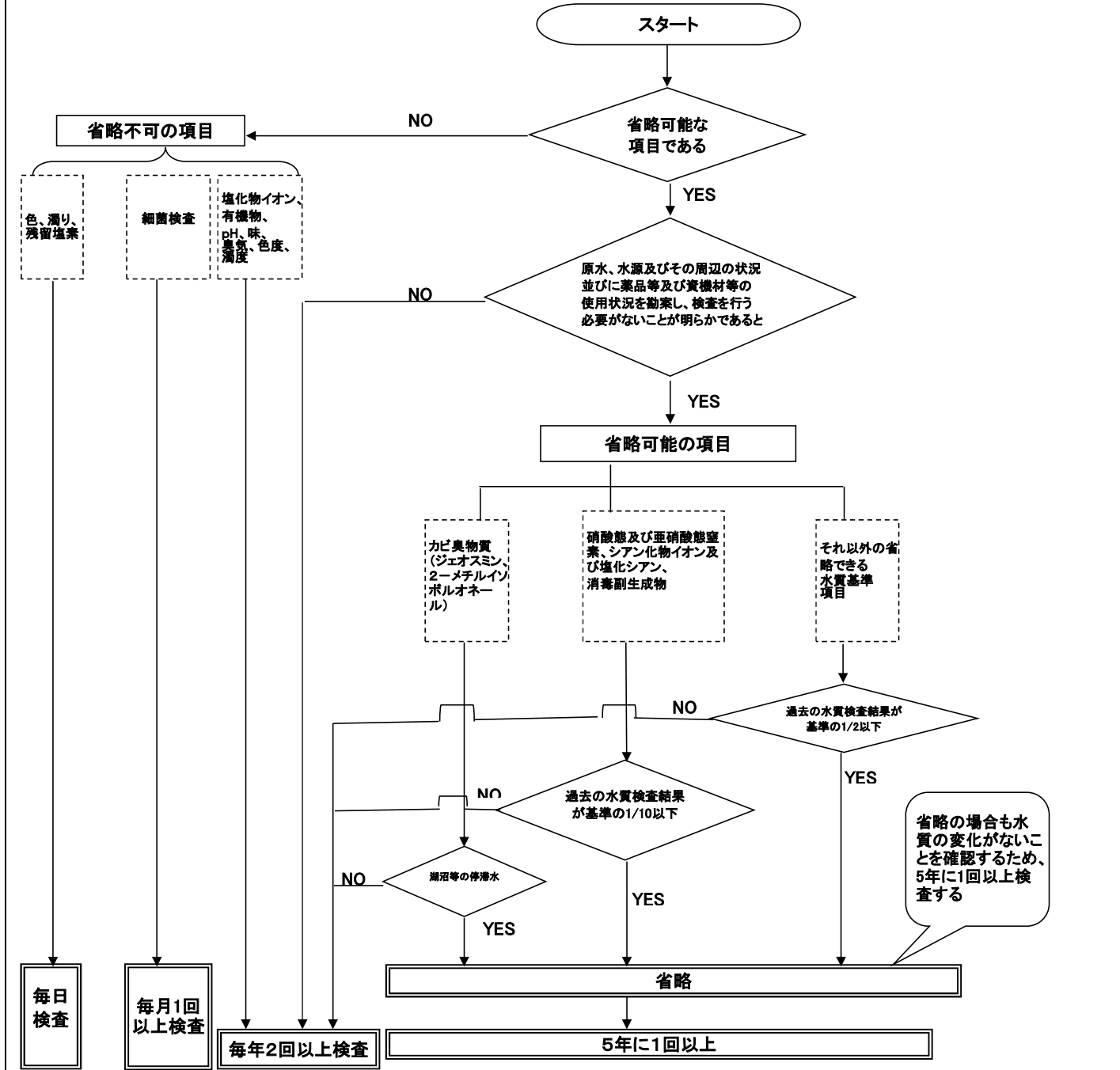


◆群馬県小水道条例における水質検査の省略の判断フロー



(注) 省略の可否を判断するための過去の検査結果とは、過去1年間の水質検査結果のデータで判断する。省略後の検査で省略の判断基準を超えたときは毎年2回以上の検査になる。

◆群馬県小水道条例施設の検査頻度

(1) 毎日検査

番号	項目	検査回数
—	色、濁り、残留塩素	1回/1日

(2) 省略できない項目

①1月に1回行う検査

番号	項目	検査回数
1	一般細菌	1回/1か月
2	大腸菌	

②1年に2回行う検査

番号	項目	検査回数
38	塩化物イオン	2回/1年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
47	pH値	
48	味	
49	臭気	
50	色度	
51	濁度	

(3) 水源等の環境及び過去の検査結果により省略できる項目

①細菌検査以外の項目は原則、1年に2回検査を実施します。

②原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合で、過去の水質検査結果(1年以上)が省略の判断基準の範囲内の場合、検査を省略することができます。

③省略した項目についても、水質に変化がないことを確認するため5年に1回は水質検査を実施します。

④省略した項目の検査結果が、判断基準の範囲を超えた場合は、1年に2回検査を実施します。

X=原水の水質が変化するおそれが少ない場合の過去1年間の水質検査結果

番号	項目	群馬県小水道条例の省略の判断基準	検査回数		
			← 水質良好		→ 水質悪化
			基準値=1 X ≤ 1/10	基準値=1 1/10 < X ≤ 1/2	基準値=1 1/2 < X ≤ 1
9	亜硝酸態窒素	・原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合で、過去の水質検査(1年以上)で水質基準値の1/10を超えたことがない場合は省略可能。 ・省略する場合も5年に1回は検査を実施	1回/5年	2回/1年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				
21	塩素酸				
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				
27	総トリハロロメタン				
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
3	カドミウム及びその化合物	・原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合で、過去に基準値の1/2を超えたことがない場合は省略可能。 ・省略する場合も、5年に1回は検査を実施	1回/5年	2回/1年	
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
32	亜鉛及びその化合物				
33	アルミニウムその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウムその化合物				
37	マンガン及びその化合物				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
44	非イオン界面活性剤				
45	フェノール類				

(4) 水源の種類により省略できる項目

番号	項目	群馬県小水道条例の省略の判断基準	検査回数
42	ジェオスミン	・湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能 ・省略する場合も、5年に1回は検査を実施	・湖沼等の停滞水源の場合は1年に2回検査を実施 ※カビ臭の原因となる藻類の発生時期に実施する。 ・湖沼等の停滞水源でない場合も5年に1回は検査を実施
43	2-メチルインボルネオール		